

立行文第2142号
令和7年2月18日

立川市議会

議長 福島正美 殿

立川市長 酒井大史

陳情の処理の経過及び結果について（報告）

令和6年12月23日付け立議第2065号による陳情については、次のように処理したので、報告します。

記

1 陳情第8号及び陳情第9号 指定管理者及び開発道路の疑義解明を求める陳情

1) 各施設の設置条例において、名称及び位置を定めています。

2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第10項に、「普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に關し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。」と規定されています。

また、同法第244条の2第11項に、「普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。」と規定されています。

3) 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとすることから、その

ようになります。

- 4) 指定管理者指定後、立川市公の施設指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年立川市条例第24号）第9条の規定に基づき、市が支払う指定管理料等について定めた協定書を、市と指定管理者との間で締結する旨を明示しています。
- 5) 4)の回答のとおりです。
- 6) 労働基準法（昭和22年法律第49号）第10条において、「この法律で使用者とは、事業主又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について、事業主のために行為をするすべての者をいう」と規定されています。
- 7) 各指定管理者においては、労働基準法を含め法令等に沿った対応をされているものと認識しています。
- 8) 消費税法（昭和63年法律第108号）の解釈につきましては、回答を差し控えさせていただきます。
- 9) 立川市公の施設指定管理者の指定手続等に関する条例第14条第3項の規定により、指定管理者は、当該管理する公の施設に関する情報の公開を行うため、必要な措置を講ずるよう努めるものとしています。また、指定管理者と締結する基本協定書においては、当該条文のほかに、業務の実施に関し、作成、取得又は保有した文書等については、保存しなければならない旨記載しています。これらのことから、指定管理者が作成、取得又は保有する文書も公文書になりえる可能性があります。
- 10) 利用料金制度導入施設や自主事業を実施している指定管理者においては、基本協定書を締結の上で、収入及び収益の一定額を納付いただいています。

- 11) 「指定」という行政処分に基づき公の施設の管理権限の指定を受けた者に委任しています。
- 12) 地方自治法第244条の2第3項に、「普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であって当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。」と規定されていることから、指定管理者の職員が公の施設の管理のために行行為を行った場合には、当該職員は国家賠償法（昭和22年法律第125号）が適用され得ます。
- 13) 刑法（明治40年法律第45号）第7条第1項の「公務員」であるかどうかについては、回答を差し控えさせていただきます。
- 14) 刑法第7条第2項の「公務所」であるかどうかについては、回答を差し控えさせていただきます。
- 15) 行政庁は、法律上の意思決定をし、外部に表示する権限を持つ行政機関であり、立川市長は行政庁となります。また、立川市行政手続条例（平成9年立川市条例第43号）第2条第3号において、処分権限を委任された機関も対象として定めており、指定管理者は各施設の設置条例により利用承認を行うことができることから、その限りで行政庁に含まれると考えます。
- 16) 公の施設の条例制定においては、地方自治法第244条に「普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。」と規定されています。
- 17) 例えば、利用料金制度を導入する指定管理者において、協定書を締

結の上で、指定管理料を支払わないこととしています。

18) 各指定管理者は、施設ごとの会計を独立して管理しています。

19) 指定管理者の会計の独立については、18)の回答のとおりです。また、開発道路で立川市が移管を受けた道路、いわゆる市道は管理しております。

20) 地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、立川市が条例により設置及び管理している公の施設（学校・河川・道路を除く。）数については、次のとおりです（令和6年4月1日現在）。

直営している公の施設：93件

直営していない公の施設（指定管理者制度導入施設）：70件

21) 20)で回答している直営していない公の施設全てで指定管理者制度を導入しています。なお、直営には委託を含みます。

行政庁は、法律上の意思決定をし、外部に表示する権限を持つ行政機関であり、立川市長は行政庁となります。また、指定管理者は、立川市行政手続条例第2条第3項において、处分権限を委任された機関も対象として定めており、指定管理者は各施設の設置条例により利用承認を行うことができることから、その限りで行政庁に含まれると考えます。

22) 行政庁で管理していない開発道路の件数については、把握しておりません。

23) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第39条ただし書きの規定によります。

24) 立川市が管理している道路は、国家賠償法が適用されると考えております。

25) 開発道路において固定資産税が課されている件数は3件で、固定資

産税相当額は 245,944 円、都市計画税相当額は 82,564 円となります。

26) 25)の回答のとおりです。

2 陳情第10号 東京都のベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）を立川市でも導入要望に関する陳情

ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）につきましては、本市においても導入の可能性について検討しております、周辺自治体の動向を調査するとともに、事業者連携型の利用状況に注視してまいりました。

市民の方にとって、一時預かり型のほうがより利便性が高いことは承知しておりますが、それ故に見込まれる利用者数の大幅増や、市の事務量が多くなる事業スキームとなっていることなどから、円滑な導入・実施にあたっては、職員体制の充実が不可欠であり、現時点では、実施の決定には至っておりません。

陳情者のほかにも同事業の早期実施を求める広聴も寄せられていることから、引き続き、検討してまいります。